

「千葉市こてはし学校給食センター再整備(改築)事業」実施方針等への質問に対する回答

No	資料名	頁/様式	該当箇所						項目名	質問	回答
1	実施方針	2	第1	1	(5)	ア	(オ)	食物アレルギー対応	確認ですが、食物アレルギーの除去食および代替対応食の調理、提供は不要ということでしょうか。	ご理解のとおりです。	
2	実施方針	2	第1	1	(5)	ウ	(ア)	施設整備期間	施設整備期間が2ヶ月と非常に短い工期となっています。開業準備期間の2ヶ月も施設整備期間に加えて頂けないでしょうか。	原案のままとします。	
3	実施方針	2	第1	1	(5)	ウ	(ア)	施設整備期間	現学校給食センターの解体・撤去は、平成27年4月以降の新設給食センター設計期間中に解体・撤去を行うものと思いますが、解体設計は必要でしょうか。	解体設計も必要です。該当箇所の記載を修正のうえ、後日修正版を提示します。	
4	実施方針	2	第1	1	(5)	ウ	(ア)	施設整備期間	施設整備期間が平成29年1月末までとなっていますが、市への引渡日は、平成29年1月末日との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
5	実施方針	3	第1	1	(5)	エ	(エ)	運營業務	会議室に調理エリアを見学できる窓等がありますが、運營業務には「見学対応業務等」は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	基本的には見学対応は必要ありませんが、見学対応の補助(施設説明等)をお願いする場合があります。	
6	実施方針	4	第1	1	(5)	オ	(ア)	施設整備の対価	施設整備費および開業準備の一括払い対価の算出方法、支払時期は、入札公告時に示されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。	
7	実施方針	4	第1	1	(5)	オ	(ア)	対価支払い	「事業者が実施する施設整備及び開業準備への対価のうち、一定の額について、(中略)、事業者へ一括払いを行う予定である。」とありますが、“一定の額”とは、施設整備及び開業準備の各々の全体金額に対してどの程度をお考えでしょうか。	入札公告時に示します。	
8	実施方針	4	第1	1	(5)	オ	(ア)	事業者の収入	一括払いの金額はいつ確定するのでしょうか。また、入札時の一括払いの金額を、入札条件としてお示し頂けるのでしょうか。	一括払いの金額は平成28年度中に確定する予定です。後段については、No6をご参照ください。	
9	実施方針	4	第1	1	(5)	オ	(ア)	事業者の収入	一括払いの金額の増減リスクは市側の負担という理解で宜しいでしょうか。一括払いの金額が減少し割賦払いが増えた場合、融資契約を変更する必要が生じ、追加コストが発生します。	一括払いの増減による施設整備費元本分については割賦払い分で調整しますが、一括払い分の増減により必要となる金融機関への事務手数料等は事業者の負担とします。	
10	実施方針	4	第1	1	(5)	オ	(ア)	事業者の収入	施設整備及び開業準備の対価のうち、一括払いをする金額は入札説明書等で提示されるのでしょうか。	No6をご参照ください。	
11	実施方針	4	第1	1	(5)	オ	(ア)	事業者の収入	「一定の額について・・・事業者へ一括払いを行う予定である」とありますが、一定の額の金額・お支払いいただける時期はいつごろ決定される予定でしょうか。	No6をご参照ください。	
12	実施方針	4	第1	1	(5)	オ	(ア) (イ)	施設整備の対価	近年の資材費、労務費等の高騰を鑑み、物価変動について、単品スライドではなく、全体スライドの適用を要望します。	物価変動の対応については、入札公告時に示します。	
13	実施方針	4	第1	1	(5)	オ	(ウ)	維持管理及び運営の対価	変動料金には光熱水費も含まれるとありますが、市職員用事務室や会議室等、事業者では利用頻度や利用方法をコントロールできない諸室の光熱水費は市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	市職員用事務室の光熱水費のみ市で負担します。	
14	実施方針	4	第1	1	(5)	オ	(ウ)	事業者の収入	変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費、廃棄物処理費等にかかる費用とありますが、変動料金を設定する際の単位は1食単位でしょうか。実際には1食単位で変動する費用は現実的ではないと考えますが、提案者の任意の設定とすることはできないでしょうか。	入札公告時に示します。	
15	実施方針	4	第1	1	(5)	オ	(ウ)	事業者の収入	変動料金の具体的な設定は、事業者の提案となっていますが、例えば50食ごとに変動料金を設定するなど変動する単位も含めて事業者提案ということでしょうか。	入札公告時に示します。	
16	実施方針	4	第1	1	(5)	オ	(ウ)	委託料	委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定する。とあるが、基準となる指数は何をお考えでしょうか。	入札公告時に示します。	
17	実施方針	6	第2	2	(1)			事業者募集・選定スケジュール	平成26年10月中旬 入札及び提案書提出後、11月下旬落札者決定までの間に、審査委員会に提案に関するプレゼンテーション、ヒアリングは実施されますでしょうか。	プレゼンテーション、ヒアリングを行う予定ですが、詳細は入札公告時に示します。	
18	実施方針	6	第2	2	(1)			個別対話	事業者側の質問に対し、市側でお答え頂く形態ですか？市側からの質問や予め議題を設定されたディスカッション形式となるのですか？具体的な個別対話のイメージをご教示ください。	事業者側の質問に対し、市側で答える形式を予定していますが、詳細は入札公告時に示します。	

No	資料名	頁/様式	該当箇所						項目名	質問	回答
19	実施方針	9	第2	3	(1)	ア		入札参加者の構成等	事業マネジメント業務、調理設備設置・維持管理業務、給食の配送・回収業務、廃棄物処理業務をSPCから直接受託し、構成企業、協力企業あるいは代表企業となる場合、どのような参加資格要件、市の入札参加資格登録が必要でしょうか。	設計企業、建設企業、工事監理企業、運営企業以外の企業は、平成26・27年度の本市の入札参加資格者名簿に登録されていることを、資格要件としています。 なお、設計企業、建設企業、工事監理企業、運営企業は、少なくとも以下の業務を行ってください。 ・設計企業：設計業務 ・建設企業：現学校給食センターの解体・撤去業務、建設業務 ・工事監理企業：工事監理業務 ・運営企業：給食調理業務、洗浄等業務、衛生管理業務  また、維持管理企業と運営企業は区分することとし、維持管理企業は少なくとも以下の業務を行ってください。 ・維持管理企業：建物維持管理業務、建築設備維持管理業務	
20	実施方針	9	第2	3	(1)	ア		入札参加者の構成等	参加資格要件を必要とする業務は、2頁に記載されている施設整備業務のうち、c、d、e、1のみという理解でよろしいでしょうか。	No19をご参照ください。	
21	実施方針	9	第2	3	(1)	ウ	(イ)	構成企業	実施方針2頁の第1-1-(5)-エ「業務範囲」に記載された事業者の業務範囲以外に、SPCの事務管理や金融機関との調整を行う業務等をSPCから直接受託する法人がSPCに出資を行う場合も、当該法人は「構成員」という理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。	
22	実施方針	9	第2	3	(1)	オ		SPCの設立	特別目的会社の所在地を学校給食センター内とすることは可能でしょうか。	不可とします。	
23	実施方針	11	第2	3	(2)	オ		参加資格要件	専ら維持管理業務を担当する構成企業または協力企業の参加資格要件は、「(ア)平成26・27年度 市の入札参加資格者名簿に登録」されていれば満たされると考えてよろしいでしょうか。	No19をご参照ください。	
24	実施方針	11	第2	3	(2)	オ	(イ)	参加資格要件	「HACCPに対応施設に対する相当の知識を有していること」とありますが、どのような書面、書類の提出が必要でしょうか。	入札公告時に示します。	
25	実施方針	16	第3	2	No. 3			法令変更	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等の定義について、より具体的にお示し下さい。	建設業法や建築士法等の変更があった場合等、本事業に関係なく一般的に事業者になされた負担が発生する場合等を想定しています。	
26	実施方針	16	第3	2	No. 4			税制変更	消費税の変更に関するリスクは市の負担と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
27	実施方針	16	第3	2	No. 4 5			税制変更	事業者負担となる税制度の新設・変更等を、平成26年度税制改正大綱も踏まえてある程度具体的にお示し下さい。	法人税の改正等、事業者の利益に関わる税制の変更等を想定しています。平成26年度税制改正大綱との関連については、事業者にてご確認ください。	
28	実施方針	16	第3	2	No. 8			住民対応	反対運動・訴訟等の有無（現状）をお示し下さい。	現状において、反対運動・訴訟等はありません。	
29	実施方針	16	第3	2	No. 14 15			金利変動	事業期間において、金利の見直しは行われる予定でしょうか。	金利確定後は見直しは行わない予定です。	
30	実施方針	16	第3	2	No. 16 17			物価変動	事業者負担となる物価変動リスクの具体的な内容を、お示し下さい。（検討段階の内容でも構いません。）	一定範囲の変動は事業者負担とすることを予定しています。詳細は入札公告時に示します。	
31	実施方針	16	第3	2	No. 16 17			物価変動（※2）	※2に「一定範囲の物価変動は事業者、それ以上の物価変動は本市。」とありますが、内容として“全体スライド”“単品スライド”“インフレスライド”の各条項があると考えてよろしいでしょうか。また、各々の運用方法について貴市として決定されたものがありましたら、ご教授願います。	No12をご参照ください。	
32	実施方針	16	第3	2	No. 16 17			物価変動（※2）	一定範囲の物価変動とありますが、一定範囲およびその評価基準は、入札公告時に示されると考えてよろしいでしょうか。近年の資材費、労務費等の高騰を鑑み、物価変動について、単品スライドではなく、全体スライドの適用を要望します。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、No12をご参照ください。	
33	実施方針	16	第3	2	No. 16 17			物価変動（※2）	一定範囲の物価変動は、事業者となっていますが、一定範囲は入札説明書等で提示されるのでしょうか。	No32をご参照ください。	
34	実施方針	16	第3	2	No. 16 17 22			物価変動（※2） 不可抗力（※3）	※2の一定の範囲とはどの程度を想定していますか。 ※3の一定の範囲とはどの程度を想定していますか。	前段については、No32をご参照ください。後段については、入札公告時に示します。	
35	実施方針	16	第3	2	No. 22			不可抗力	事業者負担となる不可抗力リスクの具体的な内容を、お示し下さい。（検討段階の内容でも構いません。）	入札公告時に示します。	

No	資料名	頁/様式	該当箇所						項目名	質問	回答
36	実施方針	16	第3	2	No. 22				不可抗力(※3)	一定範囲の損害は事業者負担とありますが、一定範囲の損害は、入札公告時に示されると考えてよろしいでしょうか。	No34をご参照ください。
37	実施方針	16	第3	2	No. 22				不可抗力(※3)	※3に「一定範囲の損害は事業者。」とありますが、「一定範囲」の具体的な内容(対象、比率、金額等)は、入札公告で示されると考えてよろしいでしょうか。ご教授願います。	No34をご参照ください。
38	実施方針	16	第3	2	No. 25				契約の未締結・遅延	議会の議決が得られないリスクについて、事業者が当該リスクを負担すべき状況として、どのような状況を想定しているのでしょうか。	仮契約締結後に事業者が指名停止となったことによって、議会の議決が得られなかった場合等を想定していますが、これに限らず議会の議決が得られない場合には、市・事業者双方がリスクを負うこととします。
39	実施方針	16	第3	2	No. 25				契約の未締結・遅延	議会議決リスクについては、事業者側でコントロールできません。よって、貴市のリスク負担であるべきと思料致します。(△とされた理由を、お示し下さい。)	仮契約締結から議会の議決までは官民ともにコントロールできないため、双方がリスクを負うこととします。
40	実施方針	16	第3	2	No. 25				契約の未締結・遅延	契約未締結・遅延で、議会の議決が得られない場合、事業者に従分担保を求められておりますが、具体的にどのようなケースをご教示ください。	No38をご参照ください。
41	実施方針	17	第3	2	No. 27				測量・調査	貴市が実施した測量・調査でも示されずに顕在化した敷地等データの誤謬等を確認する費用は、全額貴市負担という理解で宜しいでしょうか。	市が示したデータが誤っている場合には、誤謬等を確認する費用も市が負担します。
42	実施方針	17	第3	2	No. 32				調査費・設計費等の増大	「事業者の帰責事由により調査費や設計等が増大した場合」の負担者が事業者○となっておりますが、諸官庁協議や近隣対応等、事業者の想定外の事象で事業者の責任とは考えられない要因については、貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。ご教授願います。	事象の内容によって対応が変わるため、協議により決定します。
43	実施方針	17	第3	2	No. 35 36				用地の瑕疵	貴市の公表資料では予測できずに顕在化した用地の瑕疵対応費用(補修・改善費用等)は、全額貴市負担という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	実施方針	17	第3	2	No. 36				用地の瑕疵(土壌汚染)	「土壌汚染の顕在化のうち、市が公表した資料から予測可能なもの」の負担者が事業者○となっておりますが、①地歴調査を含め、土壌汚染の調査結果は公表されるのでしょうか。また、その資料から判断できる内容には限りがあると思われ、追加調査が必要と判断される場合は、貴市にて実施されると考えてよろしいでしょうか。②土壌汚染が認められた場合、貴市にて処理の実施、費用負担されると考えてよろしいでしょうか。また、それに伴う工程遅延については、協議して頂けると考えてよろしいでしょうか。ご教授願います。	①市では土壌汚染の調査等は実施していません。そのため、地歴調査や関係部署への申請(届出)補助を、入札額の範囲内で事業者に行っていただくこととします。なお、申請(届出)の結果、関係部署から土壌汚染状況調査の実施を命令された場合には、調査にかかる費用を市が別途負担します。②土壌汚染が認められた場合には、費用は別途市が負担します。また、工期については協議します。
45	実施方針	17	第3	2	No. 36				用地の瑕疵(地中埋設物)	「地下埋設物の顕在化のうち、市が公表した資料から予測可能なもの」の負担者が事業者○となっておりますが、①地中埋設物として考えられるのは、既存建物を含む過去に建設された建物に起因するものと考えてよろしいでしょうか。また、その資料は公表されるのでしょうか。②上記の資料から判断できる内容には限りがあると思われ、工事中に想定外の埋設物が出た場合、貴市にて撤去の実施、費用負担されると考えてよろしいでしょうか。また、それに伴う工程遅延については、協議して頂けると考えてよろしいでしょうか。ご教授願います。	①原則として過去に建設された建物に起因するものと考えています。また、既存施設の図面等は閲覧に供します。②予測不可能なものが発見された場合には、費用は別途市で負担します。また、工期については協議します。
46	実施方針	17	第3	2	No. 37				用地の瑕疵	土壌汚染の調査資料の公表は、何時頃になるのかご教授下さい。	No44をご参照ください。
47	実施方針	17	第3	2	No. 37				用地の瑕疵	貴市の公表資料から予測可能な瑕疵については、資料の公表時にお示しいただければリスクとならないのではないのでしょうか。貴市が予測し得ないリスクについて、事業者が予測可能である用地の瑕疵リスクとはどのようなものを想定しているのでしょうか。	前段については、提案内容により瑕疵の内容が変わるため、事業者にて予測してください。後段については、市が公表した資料について、事業者のみが知り得た情報等があり、かつ市に情報提供がなかった場合等が想定されます。
48	実施方針	17	第3	2	No. 37 38				土壌汚染	土壌汚染は実施済みで、土壌汚染は無く、資料の公表は入札公告時に示されるとの理解でよろしいでしょうか。また事業者による土壌汚染調査も不要と考えてよろしいでしょうか。	No44をご参照ください。
49	実施方針	17	第3	2	No. 39				用地の瑕疵	市が公表した資料から予測不可能な、土壌汚染、地中埋設物等の用地瑕疵に起因する増加費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	No44, 45をご参照ください。
50	実施方針	17	第3	2	No. 44				工事費増大	「事業者の帰責事由によるもの」の負担者が事業者○となっておりますが、諸官庁協議や近隣対応等、事業者の想定外の事象で事業者の責任とは考えられない要因については、貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。ご教授願います。	事象の内容によって対応が変わるため、協議により決定します。
51	実施方針	17	第3	2	No. 46				施設損害	引渡し前においても、事業者の責めに帰さない追加費用等(市の検査時に施設の性能等を確認する目的で、市が施設の一部を壊して検査したり、またその復旧費など)については、貴市負担という理解で宜しいでしょうか。	事象の内容によって対応が変わるため、協議により決定します。なお、市の検査時に施設の性能等を確認する目的で、市が施設の一部を壊して検査する場合については、入札公告時に示します。

No	資料名	頁/様式	該当箇所						項目名	質問	回答
52	実施方針	18	第3	2	No. 56 57 58				施設瑕疵	「瑕疵担保期間内」、「瑕疵担保期間終了後」、「事業期間中」の定義について、お示しください。	民法等で規定される瑕疵担保期間に基づき設定することを想定しています。詳細は入札公告時に示します。
53	実施方針	18	第3	2	No. 57 58				リスク分担について	維持管理・運営段階における施設瑕疵について、本事業では建物竣工後貴市へ所有権移転となりますが、貴市がリスク負担される瑕疵担保期間終了後（整理No.57）とは具体的にいつのことを指すのでしょうか。整理No.58の事業者がリスク負担する事業期間中と重複していないのでしょうか。	入札公告時に示します。
54	実施方針	18	第3	2	No. 67				配送の遅延リスク	交通混雑、悪天候による遅延のうち、「通常想定できない要因」とは、事業者以外の交通事故による渋滞も含まれますか？「通常想定できない要因」の具体的なイメージをご教示ください。	記録的な豪雨やそれに伴う通行止め、通常想定できない大事故等により発生する交通渋滞を想定しています。事業者以外の交通事故による渋滞については、通常発生し得る程度の渋滞（一部の路線が渋滞しているが代替路線は渋滞していない等）は想定できない要因に含まれませんが、大事故による渋滞（全市的に路線が渋滞し代替路線も渋滞している等）は想定できない要因に含まれます。
55	実施方針	20	第4	1					立地条件	本事業は土壌汚染対策法第4条(3,000㎡以上の改変行為)に該当すると考えますが、同法に基づく届出は、所有者である市で行われると理解してよろしいでしょうか。	届出は市で行いますが、届出に必要な資料の作成等は事業者にて行ってください。
56	実施方針	20	第4	1					立地条件	計画地における留意すべき地歴があればご教示下さい。	登記簿上において、留意すべき地歴は確認されていません。
57	実施方針	20	第4	1					立地条件	計画敷地の測量図および敷地内および周辺道路との高低差が分かる資料をご提示下さい。	「要求水準書別添資料9 現況平面図」として公表します。
58	実施方針	20	第4	1	(3)				周辺道路	敷地西側および北側の市道は、千葉市認定道路網図によると、幅員が3.35～3.64m程度となっています。計画にあたっては、中心から2m後退し、計画敷地面積から道路幅面積を除いた面積・形状が計画敷地となるのでしょうか。	北側についてはご理解のとおりです。西側については後退の必要はないと考えますが、詳細は事業者にて関係部署へご確認ください。
59	実施方針	20	第4	1	(3)				周辺道路	敷地南側の道路状部分は隣地扱いでしょうか。あるいは位置指定道路で道路境界となるのでしょうか。	隣地扱いであり、位置指定道路ではないと考えますが、詳細は事業者にて関係部署へご確認ください。
60	実施方針	20	第4	1	(4)				都市計画	市街化調整区域となっておりますが、事業の推進にあたって支障となる事はございませんでしょうか。今後の予定等をお示し下さい。	都市計画法上の手続きが必要となります。詳細は事業者にて関係部署へご確認ください。
61	実施方針	20	第4	1	(4)	ク			緑化率	接道部は70%以上とは、敷地面積の20%のうち70%以上を接道部に設けるという意味でしょうか。接道部とは、道路に面した部分との理解で、実際に道路にアクセス可能か否かは問わないと理解してよろしいでしょうか。資料1 事業用地位置図等に具体的にお示しただけないでしょうか。	整備にあたり敷地面積の20%以上、かつ接道部のうち70%以上を緑化する必要があります。詳細は事業者にて関係部署へご確認ください。
62	実施方針	20	第4	1	(4)	ク			緑化率	「接道部は70%以上とし、緑地幅は0.6m以上」とあるが、周辺道路に土地が接している辺の合計の70%との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりと考えますが、詳細は事業者にて関係部署へご確認ください。
63	実施方針	20	第4	1	(5)				インフラ整備状況	既存インフラ関係は、新設給食センターの能力に耐えうるレベルのものでしょうか。	事業者にて関係部署へ確認のうえで、判断してください。
64	実施方針	20	第4	1	(6)				埋蔵文化財包蔵地登録	埋蔵文化財調査は不要という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	実施方針	20	第4	1					関係機関等への確認	「入札参加者は、本事業の検討等にあたって、自らの責任において関係機関等への確認を行うこと。」とありますが、入札前の検討段階で関係機関に協議を申し入れることは可能と考えてよろしいでしょうか。また、関係機関側はそのことを了解されているのでしょうか。ご教授願います。	了解は得ていませんが、相談・協議等を申し入れることは差し支えないと考えます。
66	実施方針	21	第4	2	(2)				諸室等	残渣庫（冷却機能付）とは、残渣の腐敗防止を考慮して、室温上昇を抑制するために室内をエアコンで冷房するというのでしょうか。	残渣の腐敗防止を考慮して、室温上昇を抑制することを示していますが、室温上昇の抑制方法は提案に委ねます。
67	実施方針	21	第4	2	(2)				諸室等	コンテナ及び食器・食缶等消毒室（庫）とありますが、消毒室でも消毒庫でも事業者の最良提案にお任せ頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	実施方針	24	第7	1	(2)				法令の改正等	消費税の変更に関するリスクは市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	要求水準書（案）	目次							閲覧資料	閲覧資料1 現こてはし学校給食センター設計図について、より詳細な解体費用算出のため、PDFデータによる公表または希望者への配布をお願いします。	公表・配布は行わず、閲覧に供します。ただし、必要な部分については、写真撮影、ハンディスキャンによるスキャン等を行うことも可とします。

No	資料名	頁/様式	該当箇所						項目名	質問	回答
70	要求水準書(案)	目次							閲覧資料	閲覧資料2 配膳室位置図について、配送・回収業務、食器・食缶、コンテナ等選定の参考のため、PDFデータによる公表または希望者への配布をお願いします。	希望者への配布を行います。配布期間、時間、場所、方法、予約先については、閲覧資料に準じます。
71	要求水準書(案)	2	第1	3	(1)	オ			調理備品	コンテナは等に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	コンテナは調理設備となります。該当箇所の記載を修正のうえ、後日修正版を提示します。
72	要求水準書(案)	2	第1	3	(1)	タ			用語の定義	更新=(イコール)機器本体の入れ替えではないとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には、ご理解のとおりです。ただし、「要求水準書(案)/第4/2/(3)/イ/(ク)」では、調理設備本体の入れ替えを示していることにご留意ください。
73	要求水準書(案)	2	第1	3	(1)	タ			用語の定義	更新=(イコール)機器本体の入れ替えではなく、例えば洗浄機の劣化したポンプを新品に取替えることも更新に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No72をご参照ください。
74	要求水準書(案)	4	第1	3	(5)				事業実施スケジュール	市への施設引渡しの後に、開業準備を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	要求水準書(案)	4	第1	3	(5)				事業実施スケジュール	「平成27年度からは、既存施設及び敷地の管理は事業者の責任で行うものとする。」と記載されていますが、維持管理に係る費用はどのようにお支払いいただけるのでしょうか。	施設整備費の一部として支払います。
76	要求水準書(案)	4	第1	3	(5)				既存施設及び敷地の管理について	平成27年度からは、既存施設及び敷地の管理を、事業者の責任で行うものとする。とありますが、貴市が定める管理内容はあるでしょうか。また、現在貴市が行っている管理について、その内容、委託先、費用等は開示されるのでしょうか。	前段については、衛生管理、安全確保や部外者の立入防止等、一般的に工事で行われる管理を行っていただくことを想定しています。後段については、公表予定はありません。
77	要求水準書(案)	5	第1	3	(6)				地質条件	『「資料4」を参照のこと。』とありますが、資料4のNo.2には標準貫入試験の結果が記載されておりません。また、既存調査(S60)のNo.1及びNo.2の見当たりません。調査報告書等の閲覧は可能でしょうか。	当該資料は閲覧に供します。
78	要求水準書(案)	5	第1	3	(6)				既設建物	「あり(解体を要する)」とありますが、施設建設に支障がある範囲のみの解体でよろしいでしょうか。あるいは基礎・杭を含めたすべての既設建物を解体・撤去を行うのでしょうか。ご教授願います。	施設建設に支障のある範囲のみの解体で可とします。
79	要求水準書(案)	6	第1	3	(7)	イ	(イ)		献立方式	献立はAコース、Bコースとありますが、配送校の割り振りをご提示頂けないでしょうか。	現時点では割り振りは決めていませんが、概ねAコースとBコースは同数となるように調整する予定です。
80	要求水準書(案)	6	第1	3	(7)	イ	(カ)		配送校	将来的に配送距離・コストを抑えるため配送校を千葉大宮センターと新港センターで入れ換えるお考えはありますか。	「要求水準書/第1/3/(7)/カ」をご参照ください。
81	要求水準書(案)	6	第1	3	(7)	カ			配送校とその所在地	平成27年4月に花見川第二中学校は花見川第一中学校に統合される予定とありますが、運営開始時には花見川第二中への配送はないとの理解でよろしいでしょうか。また、花見川第二中学校の食数はそのまま花見川第一中学校へ加算して考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	要求水準書(案)	7	第1	3	(7)	キ			予測生徒数及び学級数	入札金額の積算にあたって使用する提供食数は予測生徒数及び学級数の表にある数値を使用すると考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
83	要求水準書(案)	7	第1	3	(7)	ク			業務内容	学校給食センターでは年間提供日数が190日を下回る事例も多いと存じます。事業契約等に盛り込まれる場合は、この点ご配慮願えますでしょうか。	入札公告時に示します。
84	要求水準書(案)	9	第2	1	(2)	ア			実施体制	施設整備業務責任者は他の業務責任者との兼務は可能でしょうか。	可能です。
85	要求水準書(案)	10	第2	1	(3)	エ			建設業務	現学校給食センターの解体・撤去業務とありますが、敷地内に生えているケヤキの木等についても同様に撤去するのでしょうか。	撤去する樹木は提案に委ねます。
86	要求水準書(案)	11	第2	2	(2)	ウ	(ア)		交付金申請等支援	「交付金申請用の設計図書及び積算書等の作成支援」とありますが、設計図書については事業者が作成する設計図を提供し、申請書の帳票はベースを貴市にて作成され、事業者は必要な項目を記入するという考えでよろしいでしょうか。ご教授願います。	基本的にはご理解のとおりです。ただし、左記以外にも支援をお願いすることがあります。
87	要求水準書(案)	12	第2	2	(4)	イ	(キ)		地盤沈下	「(前略)地盤沈下等については、周辺環境に及ぼす影響について、十分な対策を行うこと。」とありますが、計画敷地及びその周辺で、過去に地盤沈下が発生したことがあるのでしょうか。また、貴市にて地盤沈下に関する警戒区域等の指定がなされているのでしょうか。ご教授願います。	東日本大震災時に千葉市全域で沈下が発生しましたが、それ以外の年度において、顕著な沈下は観測されていません。また、本市では地盤沈下に関する警戒区域等は指定していません。詳細は事業者にて関係部署へご確認ください。

No	資料名	頁/様式	該当箇所							項目名	質問	回答
88	要求水準書（案）	12	第2	2	(4)	イ	(コ)			水枯れ	「工事により、周辺地域に水枯れなどの被害が発生しないよう留意する」とありますが、計画敷地及びその周辺で、現在も地下水を利用されている住民がいらしゃるのでしょうか。また、井戸の所在が分かりましたらご教授願います。	計画敷地内において、千葉県環境保全条例に基づき許可を受けた井戸はありません。また、周辺住民の地下水利用状況は把握していません。なお、同条例第55条に基づき、地下水のゆう出を伴う掘削工事を行うときは、周辺の地盤及び地下水位に影響がないように必要な措置を講ずるよう努めてください。詳細は事業者にて関係部署へご確認ください。
89	要求水準書（案）	12	第2	2	(4)	イ	(シ)			建設期間中の業務	解体撤去の留意について、市が指定する解体条件は記載の範囲考え、撤去範囲については、新築建物計画に影響ない範囲での事業者の提案によると理解してよいかご教授下さい	ご理解のとおりです。
90	要求水準書（案）	12	第2	2	(4)	イ	(シ)	b		施設内厨房機器	『施設内の厨房機器、備品等も撤去処分すること』と記載がありますが、具体的名機器リストや備品リストが開示されると理解してよいかご教授下さい。	「要求水準書別添資料11 現こてはし学校給食センター内物品等一覧」として入札公告時に示します。
91	要求水準書（案）	12	第2	2	(4)	イ	(シ)	b		施設内厨房機器	『処分、撤去にあたっては、市と協議をすること』と記載がありますが、具体的には指定業者や指定処分場などがあるのか協議内容の詳細をご教授下さい	現時点では指定業者や指定処分場はありません。協議では、撤去品の内容や取り扱いの確認等を行う予定としています。
92	要求水準書（案）	12	第2	2	(4)	イ	(シ)	b		当該処理費は別途	『当該処理費は別途、業者が負担すること』とありますが、アスベスト調査費や処分費に関しては項目を分けて計上する理解でよろしいか。別途の意味合いをご教授下さい。	アスベストが発見された場合には、事業者の費用負担で処理していただくことを示しています。
93	要求水準書（案）	12	第2	2	(4)	イ	(シ)	b		除去済み	市が調査したアスベストについては、除去済みとありますが、折板のメ合せ部分やタイとフレームに隠れている部分も全て除去済みとしかいってよいかご教授下さい	アスベスト調査及び除去に関する資料を閲覧に供します。詳細は、当該資料をご確認ください。
94	要求水準書（案）	12	第2	2	(4)	イ	(シ)	b		現学校給食センターの解体・撤去業務	撤去・処分する厨房機器・備品等のリスト（寸法、重量、数量等）をお示し下さい。	No90をご参照ください。
95	要求水準書（案）	12	第2	2	(4)	イ	(シ)	c		現学校給食センターの解体・撤去業務	アスベストの調査対象が吹き付け建材のみで、そのほかの部分で発見された場合は、事業者が処理費を負担となっていますが、図面閲覧や1度の現地見学会によるアスベストの確認は事業者にとって、リスクが高いものと考えます。アスベスト発見時における処理費用の増額（市が負担）をお認めいただけますようお願いいたします。	原案のままとします。
96	要求水準書（案）	12	第2	2	(4)	イ	(シ)	c		アスベストの処理費	アスベスト調査及び撤去に関する資料は閲覧可能でしょうか。	No93をご参照ください。
97	要求水準書（案）	12	第2	2	(4)	イ	(シ)	c		アスベスト	ボード類に関するアスベストの調査及び除去に関して、費用を現時点で想定（見積）することは、困難であると思料致します。よって、本事業費とは別に精算頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	No95をご参照ください。
98	要求水準書（案）	13	第2	2	(9)	イ				植栽整備業務	敷地内に保存する樹木等はないという理解で宜しいでしょうか。	No85を参照ください。
99	要求水準書（案）	14	第2	2	(12)	イ				所有権移転	表示登記、保存登記は市が実施頂けないでしょうか。	表示登記、保存登記は市が行いますが、登記の協力及び費用負担をお願いします。該当箇所の記載を修正のうえ、後日修正版を提示します。
100	要求水準書（案）	14	第2	2	(12)	イ				所有権移転（登記）	BTO方式の場合、「表示登記は市が実施する」が通常と考えます。事業者は必要な設計・建設資料を提示します。保存登記は、実施していない事例が多いと存じますが、貴市が実施することにより登録免許税がかかりません（「保存登記は市が実施する」）。尚、貴市の手間を省く等の理由により、「土地家屋調査士、司法書士への報酬が必要な場合、事業者が負担する」として予め入札価格に含めておく規定も考えられます。これらの点、貴市のお考えはいかがでしょうか。	No99を参照ください。
101	要求水準書（案）	15	第2	2	(12)	イ	(イ)	c		所有権移転	事務用品は、所有権移転との指定があることから、リースではなく購入するという理解で宜しいでしょうか。	リースも可としますが、リース期間終了後や契約終了時には市に所有権が移転するよう提案してください。
102	要求水準書（案）	15	第2	2	(13)					その他の業務	地域住民説明会の想定頻度をお示し下さい。	現時点では未定です。
103	要求水準書（案）	15	第2	2	(13)					その他の業務	保護者説明会の想定頻度をお示し下さい。	現時点では未定です。
104	要求水準書（案）	16	第3	1	(9)					試食会	試食会はいつ、何回行われるのでしょうか。	1回を予定しています。なお、食数は100食程度を予定しています。
105	要求水準書（案）	16	第3	5						調理リハーサル 配送リハーサル	調理リハーサル、配送リハーサルは、1回の開催との理解でよろしいでしょうか。	全食提供を想定した全体的なりハーサル（配送リハーサルを含む）は1回を予定しています。その他、小規模または部分的なりハーサルについては提案に委ねます。

No	資料名	頁/様式	該当箇所							項目名	質問	回答
106	要求水準書(案)	16	第3	6						開業準備	開業準備期間中の市の要請による開催する試食会の回数・食数については、どの程度を想定していますか。	No104をご参照ください。
107	要求水準書(案)	16	第3	6						開業準備	開業準備期間中の、調理リハーサル、配送リハーサル、試食会等の想定頻度をお示し下さい。	No104, 105をご参照ください。
108	要求水準書(案)	16	第3	9						DVD紹介資料の作成	DVD紹介資料の作成枚数をお示してください。	1枚とします。
109	要求水準書(案)	16	第3	9						DVD紹介資料の作成	DVD紹介資料は、何分程度のDVDを作成すればよろしいでしょうか。	20分程度を想定しています。
110	要求水準書(案)	16	第3	10						開所式	開所式は、開業準備期間中、準備期間終了後のどちらで開催されるのでしょうか。	開業準備期間中に開催する予定です。
111	要求水準書(案)	16	第3	10						開所式	式典費用は、貴市負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	要求水準書(案)	17	第4	1	(3)	ア				実施体制	維持管理業務責任者は常勤で配置し、常駐の必要はないとのことですが、「常勤」と「常駐」の定義をご教示ください。	「常駐」は常に責任者が施設に滞在している状態、「常勤」は毎日施設に勤務する状態とします。つまり、維持管理業務責任者は365日24時間施設に滞在している必要はありません。
113	要求水準書(案)	22	第4	2	(3)	イ	(ク)			調理設備維持管理業務	全ての調理設備は1回以上更新とありますが、調理設備とは要求水準書(案)1ページで定義される調理設備を指すのでしょうか。作業台、戸棚等も更新が必要でしょうか。	基本的には、「要求水準書(案)/第6/3/(4)/イ/(イ) 厨房機器等」に示すものを想定しています。ただし、これら以外のものの更新についても提案を妨げません。
114	要求水準書(案)	22	第4	2	(3)	イ	(ク)			調理設備維持管理業務	全ての調理設備について、少なくとも1回以上は更新を行うこととありますが、用語の定義から推測しますと、劣化した部位・部材の更新も含まれることから、機器の入替えに限定した要求ではないとの理解でよろしいでしょうか。	No72をご参照ください。また、更新対象について、No113も合わせてご参照ください。
115	要求水準書(案)	22	第4	2	(3)	イ	(ケ)			調理設備維持管理業務	調理設備を更新した場合は、調理設備台帳の記載内容も更新するとありますが、記載内容を更新するのは、機器本体を入替えた場合に限るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	要求水準書(案)	24	第4	2	(6)	イ	(イ)	a	(j)	清掃業務について	作業区域内の～とありますが、作業区域とは、汚染作業区域及び非汚染作業区域を指すとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	要求水準書(案)	25	第4	2	(6)	イ	(イ)	c	(e)	見学スペース	見学スペースの窓とは、会議室に設ける見学用の窓との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	要求水準書(案)	26	第4	2	(6)	イ	(エ)	c	(a)	作業台、シンク等	ふきんにより拭き取ることでありますが、衛生的にはふきんを使用しないものと思慮しますが、ふきんを使用するとの意図はあるのでしょうか。34ページの(エ)二次汚染の防止のhではふきんを使用せずペーパータオルを使用することとなっています。	ふきんは使用しないこととします。該当箇所の記載を修正のうえ、後日修正版を提示します。
119	要求水準書(案)	30	第5	2	(1)					運営担当者	学校給食調理業務の実務経験について、自校式、センター式等は問わないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、センター方式の実務経験が望ましいと考えます。
120	要求水準書(案)	30	第5	2	(2)	イ				セルフモニタリングの実施	衛生機関等によるモニタリングでは、調理企業の専門部署も衛生機関とみなされますか。それとも外部機関を指すのでしょうか。	調理企業の専門部署も衛生機関とみなします。
121	要求水準書(案)	31	第5	2	(3)	ア	(ア)			会議の開催	通常会議は、毎日実施し、翌日の食数、献立表の内容、作業動線の確認や留意事項の確認等を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	要求水準書(案)	31	第5	2	(3)	ア	(イ)			会議の開催	月例協議とは、40ページケで示す献立素案の協議及び、調理・食材検討会のことでしょうか。	「第5/1/(1)/ケ」で示す会議とは別の会議ですが、協議により同時に開催することもあり得ます。
123	要求水準書(案)	31	第5	2	(4)	イ				営業許可の取得	営業許可が必要かどうかの判断は事業者が行うという理解でよろしいでしょうか。	営業許可は取得してください。
124	要求水準書(案)	31	第5	2	(3)	ウ	(イ)			報告・協議の内容	月例会議とは、ア(1)の月例協議と同一のものでしょうか。	ご理解のとおりです。該当箇所の記載を修正のうえ、後日修正版を提示します。
125	要求水準書(案)	35	第5	3	(1)	イ	(キ)			検食	直接搬入品は事業範囲に含まないとの記載(5頁 第13(7)イ(ウ))がある事から、検食の対象は、給食センターで調理されたもののみとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁/様式	該当箇所						項目名	質問	回答	
			第5	3	(1)	イ	(カ)	c				
126	要求水準書(案)	35	第5	3	(1)	イ	(カ)	c	食材の温度管理	「冷凍冷蔵庫の庫内温度については、自動記録装置等により記録すること」とありますが記録の方法、記録温度の確認方法は、事業者の提案にお任せ頂けるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。	
127	要求水準書(案)	35	第5	3	(1)	ウ	(イ)		洗浄等業務	長期休業期間中のみです。パン箱の消毒保管は、専用消毒機器を求められているのではなく、食缶用もしくは食器用の消毒保管庫を利用して消毒することをお考えとの理解でよろしいでしょうか？	提案に委ねます。	
128	要求水準書(案)	35	第5	3	(1)	ウ	(イ)		洗浄等業務	パン箱の消毒後の保管とありますが、長期休業期間中の長期に渡る保管ではなく、消毒後すみやかに各校へ配送する提案も可能との理解でよろしいでしょうか？	長期休業期間中は、給食センターにて保管してください。	
129	要求水準書(案)	35	第5	3	(1)	ウ	(イ)		洗浄等業務	パン箱の消毒後の保管とありますが、長期休業期間終了直前まで、給食センターでの保管を求めるものでしょうか？または消毒後すみやかに各配送校へのパン箱配送の提案も可能でしょうか？	No128をご参照ください。	
130	要求水準書(案)	36	第5	3	(1)	エ	(イ)	a	配送・回収時間	配送11:00~12:00、回収13:00~14:00との記載がありますが、この時間帯の中で回収も終了しなければならぬでしょうか。その場合、食器のみを先行して配送するとしてこの時間帯以外でも可能との理解でよろしいでしょうか？	13:00~14:00の間で学校に食缶、食器等がない状態としてください。なお、食器のみの配送は不可とします。	
131	要求水準書(案)	36	第5	3	(1)	エ	(イ)	b	配送時間	配送校への配送車到着時間については、最低でも給食開始時間の何分前までには到着といった条件はございますでしょうか。また各校の給食会時間・終了時間をご呈示ください。	40分前には荷おろしが終了している状態としてください。後段については、「第5/3/(1)/エ/(イ)/a」をご参照ください。	
132	要求水準書(案)	37	第5	3	(1)	オ			廃棄物処理業務	残渣処理の場所について言及されておりませんが、本事業敷地内に処理施設を設けてもよいとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。ただし、衛生管理等に配慮して設置してください。	
133	要求水準書(案)	37	第5	3	(1)	オ	(エ)		メニュー毎	『回収した・・・配送校毎・メニュー毎に計量』とありますが、学校から回収される残渣がメニュー毎に回収されると理解でよいかご教授下さい	ご理解のとおりです。	
134	要求水準書(案)	38	第5	3	(1)	カ	(ア)	g	(h)	衛生監理業務	従事者等が本件施設内で嘔吐した場合に備え、食品衛生簡易検査キットを備えることとありますが、検査対象と検査項目は何を想定されていますか？	ノロウイルスを想定していますが、その他の項目についても提案を期待しています。
135	要求水準書(案)	38	第5	3	(1)	カ	(ア)	g	(h)	食品衛生簡易検査キット	「従事者等が本件施設内で嘔吐した場合に備え、(中略)食品衛生簡易検査キットを備えておくとともに」とあるが、検査キットを備える目的をご教示ください。	No134を参照ください。
136	要求水準書(案)	39	第5	3	(1)	キ	(イ)	c	食器・食缶等保守管理業務	更新を3回以上行うこと。とありますが、これは食器のみのことでしょうか？	食器かご、食缶、パン箱は1回以上、これ以外の「食器・食缶等」は3回以上更新を行うこととします。該当箇所の記載を修正のうえ、後日修正版を提示します。	
137	要求水準書(案)	39	第5	3	(1)	キ	(イ)	c	食器・食缶等保守管理業務	更新を3回以上行うこと。とありますが、これは食缶も全て3回以上更新するとの理解でよろしいでしょうか？	No136をご参照ください。	
138	要求水準書(案)	40	第5	3	(1)	ケ			献立作成・食材調達業務	献立素案の協議、調理・食材検討会は月例協議で実施するのでしょうか？	No122をご参照ください。	
139	要求水準書(案)	41	第5	3	(2)	ウ			食数調整業務	各配送校の食数指示の際に、アレルギーの弁当対応による減少数も反映した食数かの指示もあるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。	
140	要求水準書(案)	42	第6	1					本施設の概要	衛生面、機能面に支障がなければ、施設の構成を変更することも可とする。とは、施設の説明に記載された諸室以外の室の設置や、記載された室を設けない等も可と理解してよろしいでしょうか？	施設の説明に記載された諸室以外の室の設置、及び記載された諸室を設けないことも可としますが、その場合には合理的な理由を示してください。	
141	要求水準書(案)	42	第6	1					本件施設の概要	衛生面、機能等に支障がなければ、施設の構成を変更することも可とありますが、諸室の要求事項も変更可でしょうか？	要求事項の変更は不可とします。	
142	要求水準書(案)	43	第6	2	d				荷受室	床面の高さは地盤面より90cmとすると記載がありますが、搬入トラックの接車高さが90cm必要と理解し、地盤面については、土地利用や、水勾配により変化するので地盤面からの高さは事業者提案でよろしいかご教授下さい。	荷受プラットフォームの接車スペースの地盤面からの高さが90cmであれば可とします。該当箇所の記載を修正のうえ、後日修正版を提示します。	
143	要求水準書(案)	44	第6	2	e				検収室	床面の高さは地盤面より90cmとすると記載がありますが、搬入トラックの接車高さが90cm必要と理解し、地盤面については、土地利用や、水勾配により変化するので地盤面からの高さは事業者提案でよろしいかご教授下さい。	No142をご参照ください。	
144	要求水準書(案)	47	第6	2					和え物室	最大8,000食/日に対応可能なこととありますが、A・Bコースとも和え物がある日が想定されているのでしょうか。また、その場合A・Bコースがそれぞれ別な和え物と考え、4,000食/日×2献立との理解でよろしいでしょうか？	A・Bコースとも和え物がある日は想定していません。該当箇所の記載を修正のうえ、後日修正版を提示します。	
145	要求水準書(案)	48	第6	2					非汚染作業区域前室	前室内に便所は必須でしょうか？	非汚染作業区域前室に近接した位置に設置することも可とします。該当箇所の記載を修正のうえ、後日修正版を提示します。	

No	資料名	頁/様式	該当箇所						項目名	質問	回答	
146	要求水準書 (案)	48	第6	2	b				非汚染作業区域前室	『この前室は、男女別更衣室、男女別便所・・・』と記載がありますが、非汚染室の前室の中でも調理加工エリアに入る作業員の前室と考え、その他の非汚染エリアへの前室は事業者提案としてよいかご教授下さい。	調理ゾーン以外の非汚染作業区域に入る前も前室は必要です。	
147	要求水準書 (案)	48	第6	2					調理員専用更衣室	汚染された調理員用品は、洗浄すれば翌日に使用してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
148	要求水準書 (案)	48	第6	2					調理員専用更衣室 調理員専用休憩室	調理員更衣室と調理員休憩室は、兼用も可と考えてよろしいでしょうか。	兼用は不可とします。	
149	要求水準書 (案)	49	第6	2					会議室 小荷物専用昇降機	給食エリアにおける、小荷物専用昇降機は非汚染作業区域・一般区域どちらになるのでしょうか。	非汚染作業区域としますので、会議室での小荷物専用昇降機の衛生管理に配慮した提案を期待しています。	
150	要求水準書 (案)	49	第6	2					会議室	会議室において調理室を見学することが可能な窓を設けるとありますが、見学はこの1ヶ所からのみで、調理場の一部分を見せる程度でよいとの理解で宜しいでしょうか	ご理解のとおりですが、調理室以外も見学できる窓を提案することは妨げません。	
151	要求水準書 (案)	50	第6	2					廊下等	エレベーター1基(配膳車及び・・・)とありますが、配膳車の寸法・容量と使用目的は何を想定されていますか	車椅子が入る大きさであれば可とします。該当箇所の記載を修正のうえ、後日修正版を提示します。	
152	要求水準書 (案)	51	第6	2					駐車場	「事業者用駐車場は整備しないこと」とありますが、この意図についてご教示下さい。 配置の工夫により駐車スペースが確保できた場合、事業者が業務で使用する、あるいは従業員送迎マイクロバス等の駐車場の整備は可能でしょうか。	敷地が大きくないことから事業者用駐車場を整備しないこととしましたが、配置の工夫等により駐車スペースが確保できた場合には、駐車スペースを設置することは可とします。該当箇所の記載を修正のうえ、後日修正版を提示します。	
153	要求水準書 (案)	51	第6	2					駐車場	計画地内に事業者用駐車場を整備しない場合、敷地周辺に事業者用の駐車場として使用できる市有地等が用意されるのでしょうか。その場合、駐車場賃料をご教示下さい。	市有地等の用意をすることは予定していません。	
154	要求水準書 (案)	51	第6	2					駐車場	「事業者用駐車場は整備しないこと。」とありますが、プラン検討により、事業者用駐車場の配置が可能ならば、整備は可能と考えてよろしいでしょうか。ご教授願います。	No152をご参照ください。	
155	要求水準書 (案)	51	第6	2					駐車場	従業員募集に際し、自動車通勤がやむを得ないと考えられる場合、事業者が事業費の中から近隣で駐車場を借りることを認めていただけますでしょうか。	駐車場を借りることは可とします。	
156	要求水準書 (案)	51	第6	2					門扉及び塀	「近隣住民の生活環境等に配慮して」とありますが、門扉や塀、その他施設計画にあたり、近隣住民からの要望等がありましたら、ご教示下さい。	特にありません。	
157	要求水準書 (案)	51	第6	2					門扉及び塀	aに市かいの安全を確保できるようにとありますが、「市かい」は「視界」の誤植でしょうか。	ご理解のとおりです。該当箇所の記載を修正のうえ、後日修正版を提示します。	
158	要求水準書 (案)	51	第6	3	(1)	ア	(ア)	a	車両の出入口	既存の給食センターが稼動していた時点で、車両や従事者等の出入口について、近隣住民や関係行政との間で取決めや指導などがありましたらご教示下さい。	特にありません。	
159	要求水準書 (案)	54	第6	3	(1)	ウ	(ウ)		内部仕上げ	項目によっては一般エリア等には不要と考えられる仕様(耐薬品性、内壁の不浸透性材料等)もありますが、給食エリア以外での採用部位は提案によることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
160	要求水準書 (案)	55	第6	3	(2)	ウ	(イ)		電源設備	保安用自家発電の設備は、設置するかしないかが事業者の提案ということではよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
161	要求水準書 (案)	56	第6	3	(2)	オ	(ア)		CHAINS	CHAINSを利用するための経路を整備とありますが、空配管を整備するということが宜しいでしょうか。	光通信回線とUTPケーブル用の空配管とあわせて、電源設備も整備してください。	
162	要求水準書 (案)	56	第6	3	(2)	オ	(ア)		CHAINS	「必要な整備(屋外からの光通信回線用経路及び室内UTPケーブル用経路の整備・電源設備の準備等)を行うこととし、別途市が指定する業者(第3次CHAINS受託業者)と設計段階から協議を行うこと。」とありますが、経路の整備・電源設備の準備とは空配管までと考えてよろしいでしょうか。	No161を参照ください。	
163	要求水準書 (案)	56	第6	3	(2)	ク			テレビ受信設備	市が必要とする、テレビ受信設備の使用及び設置場所をご指示下さい、その他は事業者の提案によるご理解してよいかご教授下さい。	市が必要とするテレビ受信設備の設置場所は、市職員用事務室、会議室です。その他の使用場所、及び仕様は提案に委ねます。	
164	要求水準書 (案)	59	第6	3	(4)	イ	(イ)	a	(b)	温蔵庫	温蔵庫は何をどのタイミングで保存するために使用する予定でしょうか。	ハンバーグのソースやあんかけのあんを保管することを想定していますが、他の使用方法を提案することは妨げません。
165	要求水準書 (案)	61	第6	3	(4)	イ	(イ)	f	(b)	消毒保管庫・殺菌庫	「食器・食缶等をコンテナに収納した状態で消毒ができるなど、作業負担が軽減できるものとする。」とありますが、食缶はコンテナに収納せず、消毒保管庫で消毒してもよろしいでしょうか。	構いません。

No	資料名	頁/様式	該当箇所							項目名	質問	回答
			第6	3	(4)	イ	(イ)	f	(d)			
166	要求水準書(案)	61	第6	3	(4)	イ	(イ)	f	(d)	消毒保管庫・殺菌庫	オゾン殺菌方式でなければいけないのでしょうか。	他の方式でも可能とします。該当箇所の記載を修正のうえ、後日修正版を提示します。
167	要求水準書(案)	62	第6	3	(5)	イ	(ア)			コンテナ	現在使用しているコンテナの寸法・重量 1コンテナ当たりの収容クラス数 配送車1台当たりの収納コンテナ数 をご提示ください	以下のとおりです。 【コンテナの寸法】 ①新港・大宮学校給食センター 1270×750×1585mm ②若葉学校給食センター 1270×750×1410mm(一般用) 1290×750×1490mm(保冷用)  【コンテナの重量】 ①新港・大宮学校給食センター 150kg ②若葉学校給食センター 不明  【1コンテナ当たり収容クラス数】 ①新港・大宮学校給食センター 4クラス ②若葉学校給食センター 3~5クラス ※メニューにより異なる  【配送車1台当たり収納コンテナ数】 3センター全て6台
168	要求水準書(案)	64	第6	3	(8)	ア	(イ)			吸気口、排気口	防虫ネット格子角1.5m以下でものとしますが、排気口については、シャッター等による事業者提案でも良いかご教授下さい。	同等以上の防虫機能を有する方法であれば、他の方法でも可能です。
169	要求水準書(案)	66	第7							部数等	「1 計画書」「2 報告書、成果品等」の記載内容等の表記がありますが、各々の体裁や部数については、入札公告においてお示し頂けると考えてよろしいでしょうか。ご教授願います。	部数や体裁については、協議により決定することを予定しています。
170	要求水準書(案)	66	第7	1	(2)					建設等業務計画書	記載内容等に「・再委託企業とその業務内容」とありますが、通常、工事着手の2週間前までには工事初期段階の専門工事業者しか決まっています。最初に、その時点で決定した企業名と業務内容のみを記載し、後日、企業決定の都度、追記することによろしいでしょうか。ご教授願います。	決定していない事業者については、決定の都度追記することで構いませんが、当該事業者が工事を着手する前までに追記してください。
171	要求水準書(案)	68	第7	2	(1)					設計報告書	設計報告書について、月2回とありますが、協議や検討など多義にわたる進捗状況が変化します。進捗は設計定例時に報告、報告書としての取りまとめは期間を長くは取れないでしょうか。	業務開始後の状況を勘案のうえ、協議により決定することとします。該当箇所の記載を修正のうえ、後日修正版を提示します。
172	要求水準書(案)	70	第7	2	(2)					年次収支報告書	公認会計士又は監査法人の監査済の報告書は、通常、事業会社の株主総会前に提出してもらうことから、最終月から2ヶ月以内というスケジュールは、少々厳しいため、3ヶ月以内として頂けませんでしょうか。	3か月以内とします。該当箇所の記載を修正のうえ、後日修正版を提示します。
173	要求水準書(案)	70	第7	2	(2)					維持管理・運營業務に関する報告書等	「年次収支報告書」について財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記)をご提出する認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	要求水準書(案)資料2									事業用敷地図	事業用敷地図のCADデータは頂けないでしょうか。	CADデータを配布します。配布期間、時間、場所、方法、予約先は閲覧資料に準じます。
175	要求水準書(案)資料2									事業用敷地図	敷地外周部の擁壁について、構造図があれば後開示下さい、また擁壁に伴う建築制限がないと考えてよいかご教授下さい	擁壁の構造図等、擁壁のみの資料はありません。後段については、事業者にて関係部署へご確認ください。
176	要求水準書(案)資料2									敷地測量図	いつ作成されたものでしょうか。	平成26年3月に作成されたものです。
177	要求水準書(案)資料2									敷地測量図	敷地境界について留意する事項はありますでしょうか。	敷地東側の782-2との境界について、隣接地所有者の盛り土が境界壁(市所有)にかかっている部分があります。当該境界壁を取り壊す場合には、取扱い等について事業者にて隣接地所有者と協議を行ってください。 なお、当該箇所について、「要求水準書別添資料8 敷地境界状況資料」として公表します。
178	要求水準書(案)資料3									下水道施設平面図	下水道に関しては、敷地4周すべてに埋設されていますが、適切な処理を行うことで、どの管に接続しても問題ないと考えて宜しいでしょうか。	事業者にて関係部署と協議のうえ、適切な処理を行ってください。
179	要求水準書(案)資料7									食器使用パターン	Aコース、Bコースで食材は別で同じ調理法(A:揚物、B:揚物)(A:焼物、B:焼物)(A:蒸物、B:蒸物)になる献立で計画しているという考えでよろしいでしょうか。	Aコース、Bコースで同じ調理法(A:揚物、B:揚物)(A:焼物、B:焼物)(A:蒸物、B:蒸物)になる献立は想定していません。